

2013（平成25）年（ワ）第1356号，平成26年（ワ）第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面（23）

2018（平成30）年3月26日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博		盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	白			充
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	松	本	知	佳
同 弁護士	朴		憲	浩
同 弁護士	阪	本	志	雄

## 第1 はじめに

別紙のとおり、争点整理案を提出する。

それに伴い、以下では、ハ号削除の違法性こそが本件での本丸の争点であることを、改めて指摘する。

## 第2 ハ号削除のみが不指定の理由であること

### 1 東京高裁の弁論期日

2018（平成30）年3月20日、東京高等裁判所において、本件同様、東京朝鮮高校の学生らを原告とする国賠請求事件に関する期日が開かれた。

同期日において東京高裁は、被控訴人（国）に対し、国が掲げる2つの本件不指定処分の理由について、その論理的関係を明らかにするよう求めた。

本書面では、東京高裁のこのような指摘を踏まえつつ、以下のとおり、本件ではハ号削除の違法性こそが本丸の争点であることを改めて指摘する。

### 2 本件不指定処分の2つの理由が相互に矛盾すること

#### (1) 2つの理由が両立しえないこと

本件不指定処分については、2つの理由が掲げられている。

1つは、①規則ハ号を削除したことであり、もう1つは、②これまで規則ハ号に基づき九州朝鮮高校の基準への適合性を審査したが、規則ハ号に関する本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことである。

不指定処分の通知書（甲13）では、この2つの理由は「及び」で結ばれているが、上記①の理由は規則ハ号が存在しないことを前提とする理由であり、一方、上記②の理由は規則ハ号が存在することを前提とする理由である。すなわち、両者は矛盾するのであって、両立しえない。

下記3以降において、上記①及び②の効力発生時を整理した上で、②が本件不指定処分の理由とならないことを明らかにする。

#### (2) 被告の主張について

なお、被告は本訴訟において、本件不指定処分の理由は、あくまで上記②であるが、無償化法では、文部科学大臣が支給要件を満たすものと認めるに至らない以上、就学支援金支給の対象校として指定することはできず、同号ハの指定の仕組みの下では朝鮮高級学校は就学支援金支給対象校として指定を受けられないことから、本件省令改正の点についても念のため本件不指定処分の理由に含めて通知したものであると主張している（第4準備書面第6の1）。

しかしながら、乙73号証の1枚目には、「ハの規程の削除に伴い、朝鮮高級学校を不指定とするものである。」と記載されており、3枚目には、通知の文案として、甲13と同様の内容が記載されている。

そもそも「及び」という接続詞は、並列の意味で、同じ段階の言葉について用いるものである（公用文用字用語辞典参照）。通知書に記載された「ハの規定を削除したこと」と、「同規程第13条に適合すると認めるに至らなかったこと」は、この「及び」という接続詞により並列的に挙げられており、これらを同じ段階で受ける述語が「認められません」となるのである。

すなわち、通知書に記載されている規則ハ号削除という理由は、被告が主張するような念のための付け加えではなく、本件不指定処分の理由の一つとなっているのである。

しかしながら、上記(1)で記載したとおり、「ハの規定を削除したこと」と、「同規程第13条に適合すると認めるに至らなかったこと」は両立しえない関係にあるのであって、前述した東京高等裁判所での期日においても、裁判所から国に対し、これらの論理的関係を明らかにするよう釈明が行われたことを、念のため付言する。

### 3 本件不指定において本件規程13条を理由として持ち出すことはできないこと (1) 規則ハ号削除の効力発生時点

規則ハ号削除の効力発生時点は、公布の日となる。そして、公布日は2013（平成25）年2月20日である。

なお、今回の規則ハ号削除については、インターネットで官報公告がなされているので、厳密には、2013（平成25）年2月20日午前8時30分が、規則ハ号削除の効力発生日時となる（最大判昭和33年10月15日参照）。

(2) 本件不指定処分の効力発生日時

本件不指定処分の効力発生日時は、九州朝鮮高校が当該不指定処分の内容を了知することができる状態になった時である（到達主義）。

本件不指定処分の通知書は、2013（平成25）年2月20日付で郵送にて発送されている。それゆえ、九州朝鮮高校が本件不指定処分の通知書を受領したのは、早くても2013（平成25）年2月21日以降である。

したがって、同処分の効力発生日は、どれだけ早く解しても、2013（平成25）年2月21日となる。

(3) 規則ハ号削除の効力発生が先であること

以上のように、本件では規則ハ号削除の効力が生じた（2月20日）後、本件不指定処分の効力が発生（2月21日）している。言い換えれば、本件不指定処分の効力発生日（2月21日）には既に、規則ハ号は削除されているのである。すなわち、本件不指定処分の効力発生日には、本件規程13条も存在しないのである。

そうである以上、不指定処分の理由として、規則ハ号の存在を前提とする本件規程13条を挙げることはできない。

4 小括一本件不指定処分の理由はハ号削除のみであること

被告が、本件不指定処分の理由として挙げる①及び②の理由が、相互に矛盾していることは上述したとおりである。

そして、下記第3で述べるとおり、本件不指定処分時に規則ハ号は存在しない以上、規則ハ号の存在を前提とする本件規程13条適合性を不指定処分の理由とすることはできない。

以上のとおり、論理的には、規則ハ号を削除したことしか、不指定処分の理由と

はなりえないのである。

したがって、本件では規則ハ号削除の違法性こそが本丸の争点であり、そのことを前提とした争点整理がなされるべきである。

### 第3 規則ハ号削除の違法性と本件訴訟物との関係

#### 1 はじめに

本件は、国家賠償請求訴訟であり、訴訟物は損害賠償請求権である。すなわち、違法な権利侵害の有無が問題となる。原告らが主張している権利は、受給権又は受給に向けた期待権である。

#### 2 規則ハ号削除の違法性と受給権侵害との関係

原告らは、本件不指定処分により、九州朝鮮高校を通じて申請した就学支援金を受け取ることが出来ず、それ自体によって精神的な苦痛を被った（受給権の侵害）。

すなわち、「自分たちの学びが社会全体により支えられ、応援されていることを自覚しながら、安心して勉学に打ち込み、将来、我が国社会や国際社会の担い手として広く活躍されることを強く期待」（甲11・18頁）されていると感じながら、就学支援金の受給を申請したのに、不指定とされ、根拠規定まで削除されたことは、原告らの学びが日本社会から拒絶され、応援されていないと感じさせるものであった。

#### 3 規則ハ号削除の違法性と期待権侵害との関係

原告らは、違法な規則ハ号削除により、将来にわたっても就学支援金を受け取ることができなくなった（受給に対する期待権の侵害）。

すなわち、規則イ号は日本と国交のある国にルーツを持つ生徒の通う学校について、規則ロ号は国際的な評価機関の人証を受けた学校について規定するものであるところ、九州朝鮮高校は現段階ではいずれにもあたらない。そして、被告から同校に与えられた地位が各種学校である以上、いわゆる一条校になることもできない。そうすると、原告らが就学支援金を受け取る唯一の方法は、規則ハに基づく指定を

受けることであった。

このことは、そもそも規則ハ号が、イ及びロ号の方法によっては「高等学校の課程に類する課程」を置くと判断しえない学校につき、文部科学省の判断で指定をするという趣旨で設けられたことから明らかである（乙5の1）。

しかし被告が、委任の趣旨に反することが明らかであるにもかかわらず、規則ハ号を削除したことにより、原告らは将来にわたって就学支援金の支給を申請することが不可能となった。このように、国は、本件不指定処分のみならず、ハ号を削除したことにより、原告らの受給に対する期待権をも侵害したものである。

#### 4 訴訟物の存否の判断に当たり、規則ハ号削除の違法性に関する判断が不可欠であること

このように、原告は、国による不指定処分やハ号削除によって、原告らの受給権や受給に対する期待権が侵害されたことを主張している。仮にその主張を認める場合には、原告の主張する法律構成のいずれかを採用し、他の構成については判断をしないこともあり得るであろう。しかし、裁判所がいずれの主張（法律構成）も認めず、原告の請求を排斥すべきであると考えるのであれば、原告の主張する法律構成の全てについて検討し、その理由が示さなければならない。

したがって、規則ハ号削除の違法性は、本件の訴訟物との関係で、裁判所は必ず判断を示さなければならない論点である。

#### 5 裁判所におかれては、以上を念頭に争点を整理され、証拠の採否を決していただきたい。

以上